

## 新クレジット制度の在り方について（取りまとめ）概要

### 1.はじめに

国内クレジット制度は、中小企業等の低炭素投資を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進することを目的として開始した制度であり、2011年度末までに約44.9万t-CO<sub>2</sub>のクレジットが認証されている。

J-VER制度は、自らの活動に伴い発生する排出量を他の場所の削減量（クレジット等）で埋め合わせて相殺するカーボンオフセットの取組により、国内における排出削減・吸収を一層促進することを目的として開始された制度であり、2011年度末までに約29万t-CO<sub>2</sub>のクレジットが認証されている。

両制度とも、2012年度で一旦終了することから、本検討会においては、2013年度以降のクレジット制度について基本的な視点を検討し、現行の両制度の評価を行った上で、両制度の統合を提言するとともに、統合に当たって検討すべき諸論点について方向性を示した。

### 2.2013年度以降のクレジット制度についての基本的な視点

2013年以降、新たな国際的枠組みが構築されるまでの間においても、国内における排出削減対策、吸収源対策を引き続き積極的に推進していくことが必要。

経団連は、2009年12月に環境自主行動計画に続く新たな計画として「低炭素社会実行計画」を策定し推進していくことを宣言しており、2013年度以降も産業界は積極的な取組を進めていくことを表明。

我が国におけるCSR活動やカーボン・オフセット等の取組は拡大しており、引き続き相当のニーズが存在すると考えられる。

こうした取組をさらに進めることができるように、2013年度以降もクレジット制度を継続することが必要。

### 3.現行の国内クレジット制度、J-VER制度の評価

両制度の参加事業者等に対して行ったアンケート調査及びヒアリングにおいて、両制度の統合に期待する意見が寄せられた。

また、クレジットの創出側からは手続きの簡素化やソフト支援の充実、クレジット購入側からは購入インセンティブの生まれる方策や活用先の拡大を求める意見も寄せられた。

こうした事業者からの意見を踏まえると、新制度は、申請手続や移転手続等の電子化等により手続の利便性を向上させることや、創出側と購入側のマッチングを促進することで、いわゆる取引費用の低減を図り、取引の厚みを増していくことが重要である。

## 4 . 国内クレジット制度とJ - V E R制度の統合に向けて

### ( 1 ) 国内クレジット制度とJ - V E R制度の統合の重要性

両制度の活用機会の増加に伴い、方法論の内容等で共通する部分が増えてきているほか、活用目的も近接してきたため、事業者等にとっては分かりにくい状況が存在。

こうした分かりにくい状況を解消し、制度の活性化を図るうえで、2013年度以降のクレジット制度の継続に当たっては、両制度を統合すべき。

### ( 2 ) 新制度の理念

現行の両制度の優れている点を取り入れ、相互補完し、多様な主体が参加できる制度とする。

環境の観点からみて信頼が得られるものとともに、使いやすく適用範囲の広い利便性のある制度とする。

地域資源の活用による温室効果ガス削減に向けた地域の取組やクレジットの地産地消を後押しし、地域活性化につながるような制度とする。

国際的にも評価され、海外における取組においても参考とされるような内容となることを目指す。

## 5 . 新制度構築に当たっての基本的な考え方

### ( 1 ) 制度の対象者

対象者の範囲については、制限を設けないこととする。

### ( 2 ) 共同実施者

プロジェクト実施時に購入者を確保しておくかどうかは、各プロジェクト事業者の判断に任せることとし、新制度において共同実施者の要件は設けないこととする。

### ( 3 ) 環境価値の正確な把握と事業者の利便性のバランス

< M R V ( 排出削減量等の算定・報告・検証 ) 手法について >

I S O を視野に入れた制度設計や信頼性の高い M R V 手法の確立が必要。また、経過措置等を講じた上で、ISO14065 の認定を審査機関の要件とする。

< ダブルカウントについて >

これまで以上にダブルカウントの防止を徹底。

2013年以降の目標達成計画の後継計画や低炭素社会実行計画の内容次第ではあるが、低炭素社会実行計画の参加者が創出したクレジットや森林吸収プロジェクト由来のクレジットについては、活用先を C S R 活動やカーボン・オフセットに限定する等ダブルカウントが生じないような措置を講じる必要がある。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度の対象者がクレジットを創出した場合に、事業者の事務的負担を考慮した上で、同じ削減効果を二重に主張することを防止するよう検討すべき。

#### ( 4 ) クレジットの活用先

低炭素社会実行計画の目標達成や、C S R活動やカーボン・オフセットへの活用を含め現行の活用先は維持される制度とする。ただし、ダブルカウント防止のため、低炭素社会実行計画の参加者が創出したクレジットや森林吸収プロジェクト由来のクレジットについては、活用先をC S R活動やカーボン・オフセットに限定する等の措置をとることとする。

#### ( 5 ) 方法論及びプロジェクト

<設備の新設に関する方法論について>

投資インセンティブ及び保守性の観点からベースラインとして適切な機器やその効率等を設定した上で、設備の新設に関する方法論も認めることとする。

<追加性判断・ポジティブリスト方式について>

投資回収年数が長い設備については、個別プロジェクトごとの投資回収年数の判断をせずに追加性を認めるポジティブリスト方式を採用する。

<系統電力の排出係数について>

新制度においても、移行限界電源方式を採用すべきである。具体的な移行期間の年数や係数等については、既存の制度との継続性にも留意しつつ、引き続き検討する。

#### ( 6 ) 地方公共団体との関係

現行の都道府県J - V E Rや、さらに単一の都道府県によらない広域の取組によるクレジット認証等を認め、活用先も幅広く考えるべき。その際、国の制度への活用が想定されることから、国が定めたガイドライン、審査機関の要件や国が一括で管理する登録簿等の利用等について、国の制度との整合性・同質性を国が確認できる体制を構築すべき。

#### ( 7 ) 運営の体制について

制度運営と方法論の承認を行う委員会と、個別プロジェクトの承認とクレジットの認証を行う委員会の2つを設置する。

#### ( 8 ) 制度の終期

中期目標の期限やカンクン合意の期間を踏まえ、新制度は2020年度までとし、2021年度以降については、改めて検討を行う。

#### ( 9 ) 移行措置

両制度の方法論を統合した、新制度の下で承認された方法論によって事業の承認を行うべき。

承認・登録済み事業については、事業者の意思表明等により、現行の方法論に従って承認された事業であっても、新制度において継続が認められる手続を用意する。

現行制度の下で発行されたクレジットの有効期間は、2020年までとする。

以上